

11月は生活衛生同業組合活動推進月間です



令和元年

次の10年へ
生衛法とともに歩みます

平成29年

生衛法制定・施行60周年
生衛業を守って60年

平成12年

第16次法改正
法律名称を環衛法から
「生衛法」に変更



昭和54年

第8次法改正
生衛法の目的を生衛業の
振興と消費者保護に改正
都道府県・全国指導
センターの設立

昭和32年

生衛法6月制定・9月施行
生衛組合が設立される
※当時の法律名は「環衛法」



昭和30年

生衛業の経営安定のための
法律制定を国会に請願

昭和20年代後半

低料金店の出現などで生衛業界は
過当競争で社会問題化



私たちと生衛法

支えられて60年、次の10年へ!

生衛法は、私たち生衛業の営業を支援し、公衆衛生の向上を図る法律です。
昭和32年に制定・施行され、平成29年に60周年を迎えました。
そして「令和」。私たちは、生衛法とともに新しい時代においても
利用者・消費者を擁護し、生衛業の振興を図ります。

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

公益財団法人 都道府県生活衛生営業指導センター

生活衛生営業指導センターは、衛生水準の維持向上及び経営の健全化の観点から、生衛業の皆様を支援する組織です。

生衛法の成り立ち



戦後経済復興後の昭和20年代後半、生衛業は著しい低料金店の出現などに端を発し、過当競争、長時間労働が全国に広がり社会問題化した

お客が奪われた！
大変な時代になってきたなあ～

BARBER SHOP

低価格理容店

①

こんなダンピング合戦では我々は食べていけない！
経営の安定のためみんなで立ち上がろう！

休みもほしい。
過当競争をなくし、
生衛業者の生活を守る法律が必要だ！

②

こうして生衛業界が一丸となり、
生衛業の経営安定法を求め、霞が関や国会に強く訴え続けた

生衛業者の生活を守れ！

日比谷公会堂で1万人集会。
国会へデモ行進(昭和30年)

③

生衛業の皆さん！
議員立法で**料金や営業時間の適正化**を図る法律を提出いたします

法案

④

ところが、国会では消費者団体や労働者団体などから猛反対があり、**参議院**では、低料金問題などの解決にはほど遠い**修正案**が会期末当日に可決された

料金規制は独禁法違反だ！
業者保護の法律は認められない！

修正案は骨抜き法案だ！

⑤

これに対し、**衆議院**では会期を1日延長し、**参議院**修正案を否決し、**衆議院の原案通り**再可決した

⑥

こうして、**生衛法**は昭和**32年6月に制定**された組合の先人たちの努力と団結、繰り返しの行動力が新しい法律を産み出した

生衛法

平成29年で60歳！

生衛業の皆さまを守ります！

⑦

※生衛法…生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
(昭和32年当時の名称は「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」)

生衛法はこのような法律です

生衛法第1条(目的)

この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

生活衛生営業指導センターの実施事業

生活衛生営業指導センターは、「生衛法」(昭和54年第8次改正)に基づき、全国及び都道府県に、それぞれ1つだけ設立される公益財団法人です。

指導センターは、衛生水準の維持向上及び利用者・消費者を擁護する見地から生衛業の健全な発達を図ることを目的として、生衛業と生衛組合に対する支援活動を実施しています。

融資の相談

長期返済で低利の「日本政策金融公庫の生衛貸付」の申込手続きなどのご相談に応じています。



経営の相談

資金繰りや衛生などお店の経営全般についてのご相談に応じています。



専門的な

消費者とのル、税務申金問題などと連携先の務士が応じ

研修会・講習会

生衛業の問題やタイ話題について開催して



生衛業、生衛組合は、地域の安全・安心に貢献しています

生衛法に基いて設立された生衛組合は、組合員・生衛業界のためだけでなく、利用者・消費者、地域社会、地域経済、行政にとって、重要な組織となっています。

組合員にとって

- 団体保険制度で経費節約
- 特別金利の融資制度特典
- その他様々な経費節減特典
- 最新情報入手
- 無料相談の利用
- 各種イベント参加

生衛業界にとって

- 業界代表機能
- 交際費課税の損金算入制度
- 消費税の軽減税率制度
- 受動喫煙防止対策の適用基準緩和等対策
- 民泊の条例規制上乗せ等

行政にとって

- 行政施策に対応した生衛サービス提供
- 営業者の自主衛生管理によるHACCPの推進
- 高齢者に対する支援サービスの実施
- 大規模災害時の支援協定締結等

生衛組合の重要性

地域住民にとって

- 健康・美容増進サービスを提供
- 高齢者対策など地域福祉の推進
- 安全・安心な生衛サービスを提供
- 賠償保険加入でお客様の安全・安心確保
- 利用者・消費者利益の擁護

地域経済にとって

- 生衛業は地域活性化の一翼
- 生衛業の雇用吸収力(雇用創出)
- 商店街形成の主要業種として貢献
- インバウンドの受け入れ体制整備

地域社会にとって

- 高齢者に対する生活支援サービスの提供
- 利用者交流、地域コミュニティの場の提供
- 地域文化、食文化の継承
- 暮らしやすい街・快適な街づくりを推進

都道府県生活衛生営業指導センターは生衛業の皆様と生衛組合を支援します

お問い合わせは都道府県生活衛生営業指導センターへ

北海道 011-615-2112
 青森県 017-722-7002
 岩手県 019-624-6642
 宮城県 022-343-8763
 秋田県 018-874-9099
 山形県 023-623-4323
 福島県 024-525-4085
 茨城県 029-225-6603
 栃木県 028-625-2660
 群馬県 027-224-1809
 埼玉県 048-863-1873
 千葉県 043-307-8272
 東京都 03-3445-8751
 神奈川県 045-212-1102
 新潟県 025-378-2540
 富山県 076-442-0285

石川県 076-259-6510
 福井県 0776-25-2064
 山梨県 055-232-1071
 長野県 026-235-3612
 岐阜県 058-216-3670
 静岡県 054-272-7396
 愛知県 052-953-7443
 三重県 059-225-4181
 滋賀県 077-524-2311
 京都府 075-722-2051
 大阪府 06-6943-5603
 兵庫県 078-361-8097
 奈良県 0742-33-3140
 和歌山県 073-431-0657
 鳥取県 0857-29-8590
 島根県 0852-26-0651

岡山県 086-222-3598
 広島県 082-532-1200
 山口県 083-928-7512
 徳島県 088-623-7400
 香川県 087-862-3334
 愛媛県 089-924-3305
 高知県 088-855-5100
 福岡県 092-651-5115
 佐賀県 0952-25-1432
 長崎県 095-824-6329
 熊本県 096-362-3061
 大分県 097-537-4858
 宮崎県 0985-25-1466
 鹿児島県 099-222-8332
 沖縄県 098-891-8960

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

住所 〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館2階

TEL 03-5777-0341 FAX 03-5777-0342

URL <http://www.seiei.or.jp>